

平成23年度 第3回 住居表示整備審議会

◇日時

平成23年9月29日（木曜） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員15名（立花委員、朝野委員欠席）

事務局 市民生活部職員5名

傍聴者 2名

◇会次第

- 1 開 会
- 2 審 議
答申案文について
- 3 その他
- 4 閉 会

◇配布資料

- (1) 天神町一丁目住民説明会での質疑
- (2) 答申案文

◇会議録（要録）

1. 委員の交代
人事異動により小平警察署長 佐藤 成委員から、朝野 良夫委員に交代した。
2. 資料説明
以下について、事務局より説明。（すべて読み上げた）
 - (1) 天神町一丁目住民説明会での質疑
 - (2) 答申案文

3. 審議（発言の要旨）

（1）天神町一丁目説明会での質疑について

【委員】

郵便番号は町域（丁目を除いた町名）で管理しており、～町までの名称に変更のない地域は同じ郵便番号となる。一部名称変更を伴う地域は、変更後の郵便番号となる。

（2）答申案文について

【会長】

今回示した答申案文は、前回までの議論を踏まえ、会長に一任願い、副会長や前回指名した委員を加え作成したものであるが、各委員の意見はどうか。

【委員】

今回は最終答申として、今までの経緯がわかるよう、前文を、わかりやすく丁寧に作成した。なお、最終答申にあたり、

住居表示実施基準において、

（1）町の規模は、概ね6万6千㎡～23万1千㎡とされているが、大沼町二丁目の面積がわずかに基準を超えていること。

（2）丁目の数は原則、4・5丁目程度となっているが、大沼町は7丁目、花小金井を8丁目としたことは、従来の町名に準拠することを重視すればやむを得ないこと。

（3）丁目の配列として、環状式その他、放射式が想定されているが、従来の実施地区と同様に実施するとすれば環状式となること、また、放射式を採用する場合、基準となる駅などの施設が存在しないことから、環状式が適切であること。

以上三点を共通認識としたうえでの答申としたことを再度確認しておきたい。

また、実施地区の委員については、課題も多く厳しい議論のなか、高度な見地から意見を述べ、答申を導き出してくれたことに感謝する。

【会長】

それでは、答申については、この案でよろしいか。

【委員全員】

異議なし。

【会長】

この案で決定する。

【会長】

実際の答申をするにあたり、事務局に本日の市長の予定の確認を指示したが、結果はいかがか。

【事務局】

本日、時間を割くのは可能とのことである。なお、答申の作成等に20分ほど時間をいただきたい。

【会長】

それでは、これから答申を行うこととし、準備のため暫時休憩とする。

—休憩—

市長入室

—再開—

【会長】

審議会を再開する。

【会長】

審議会の委員を紹介する。
(各委員の氏名を呼名し、紹介する)

【会長】

ただいまから市長への答申を行う。
(本文を朗読して、市長に手渡す)

【会長】

暫時休憩とし、市長との懇談を行う。

—休憩—

懇談

市長退席

－再開－

【会長】

審議会を再開する。

【会長】

事務局から何かあるか。

【事務局】

本日の要録及び答申はホームページに公開する。

【委員】

今後の住居表示実施のスケジュールはどうか。

【事務局】

答申を受け、市としての意思決定をし、10月中旬より町区域の新設及び町名変更について30日間公示する。

並行して現地調査に入り、12月市議会に町区域の新設及び町名変更について提案する。

平成24年度夏頃、各戸へ住居表示関連の通知をし、10月1日に住居表示を実施する。